

パブリックコメントに対する考え方

番号	大項目	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
1	基本方針	-	全体	今回の資料は富谷市行政改革基本方針(案)と富谷市行政改革実施プラン(案)の二本立てとなっておりますから、方針に対しプランは「方策」と受け止めておりました。ですので方針を基にした具体性のある行動計画等を示しているものと思っておりましたが、プラン(案)はあくまでも方針(案)の説明にしかかっておらず詳細が語られておりません。プラン(案)は全体的に詳細な行動計画や数字を示して頂きたかったと思います。	実施プランは、基本方針を推進するうえでの具体的な各種計画を取りまとめたものとして作成しておりますので、ご理解下さい。
2	基本方針	2	(2)第5次行政改革期間の主な取組みと検証	部制施行は平成22年4月1日です。検討期間ではないのか。	条例の施行は平成22年4月1日となっておりますが、第5次行政改革期間内に部制施行に伴う検討を行っているため、主な取組みとして記載しております。
3	基本方針	2	(2)第5次行政改革期間の主な取組みと検証	ラスパイレス指数の提起と、職員一人当たりの町民対応数等についても明記し、更に平成22年度以降の財政状況も明記し、行政改革へのステップにすべきです。	今回の基本方針策定に関しては、職員数が不足している点は記載しています。ラスパイレス指数については別の議論と整理しているため、特に記載はしておりません。
4	基本方針	2	(2)第5次行政改革期間の主な取組みと検証	行革年度として平成21年度までとなっているので、職員数、財政状況の推移、財政調整基金と地方債残高の推移については、後段の(3)本市の財政状況とも関連させ、一連の数値とグラフにすべきである。	平成21年度までの職員数・基金・地方債の推移を第5次行政改革期間内での結果として整理し、平成22年度以降は、現況としてグラフ等を整理しておりますので、現状のままとさせていただきます。
5	基本方針	6	(5)本市の職員の状況	本市の職員の状況を把握するために、人件費と職員数を比較するだけでは無く、類似団体のラスパイレス指数・職員一人当たり人口・職員一人当たり月額等を含めて比較し、今後の対応にすべきであります。	今回の基本方針策定に際しては、現状の情報で足りると考えているため、現状のままとさせていただきます。
6	基本方針	6	(5)本市の職員の状況	職員の年齢構成も、切れ目のない仕事の引継ができるようにしなければならない。年齢構成と経験年数構成も必要である。	本項目に「行政経験年数の少ない職員が約3割を占めています。」という記述のもと、人材育成の重要性を課題としています。この記述により、年齢・経験年数の構成についてのグラフ等は不要と考え、現状のままとさせていただきます。
7	基本方針	9	(1)市の課題の整理	地方自治法第1条を基本に据えるべきで、「第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」という点を踏まえる必要がある。「行政経営の目標である「未来に不安のない健全経営でつなぐまちづくり」を目指すため、 <u>市民の福祉の増進を図るための</u> 、市の現況の整理を踏まえ、次のように課題を整理しました。」とした方が良いのではないかと。	基本方針の1ページに、ご意見にある地方自治法の条文を引用しております。基本方針は、これを踏まえ策定していることから、ご指摘の部分は、現状のままとさせていただきます。
8	基本方針	9	基本方針1 行政経営能力の向上	また、業務委託・・・以降は、行政経営能力の向上とは全く関係ないことで、無理矢理付け足したような文章になっている。この部分は別項目扱いとなるのではないかと。	限られた職員数で効率的な行政経営を図るためには、民間活力の導入推進も必要と考えています。新たな手法の開発・導入は、全庁的な行政経営能力の向上に繋がるものと考え、本項目に記載しています。

番号	大項目	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
9	基本方針	9	基本方針1 行政経営能力の 向上	業務委託は、委託先で働いている人の労働条件がどのようになるのか、同じ作業をしているのに給料月額に差が出てくる問題、偽装請負、名ばかり管理職、個人情報保護問題等課題が多すぎる。行政改革という財政面が問題となるが、「地方自治法の精神にのっとり、行政サービスの高品質化を目指す。」ことから、業務委託は行うべきではない。	すでに全国の自治体で先行事例がありますので、調査研究を行いながら、導入の可能性を検討してまいります。
10	基本方針	9	基本方針3 持続可能な財政 運営	新しい手法による新たな歳入確保に取組、財政状況の改善に努めます。 この方が良いのでは。	現状の厳しい財政状況を改善することが本項目の命題と考えております。語句の選択としては、現状のままの表記といたします。
11	基本方針	10	市民参画と協働 の推進	(まちづくり基本条例について) 富谷町前期総合計画の基本構想で同条例の制定を謳ってから既に9年たった。町から市になっても未だに制定されていない。 2000年に、ニセコ町が同条例を制定して以来、数多くの書籍や研究論文が世に出ているにもかかわらず、いったい何を調査・研究しているのか、全く理解できない。 当たり前前の市町村は、まちづくりの指針である基本構想公表後、専門プロジェクトチーム(住民公募含む)をつくり、1～2年位時間をかけて、条例を制定している。 その意味で本市(町)は、当たり前前のことを当たり前前にはできない珍しい自治体かもしれない。 昨年の市基本構想(案)のパブリックコメント、わくわく市民会議等で再三にわたり指摘したとおり、本市でも住民公募による条例プロジェクトチームを立ち上げて、一日でも早く本格的に着手するように重ねて指摘したい。	他自治体で制定された協働関係の条例は、協働のまちづくりを推進するために一定の役割を果たしていますが、本市現総合計画の基本構想・前期基本計画においては、「(仮称)まちづくり基本条例の制定」ではなく、「まちづくりの基本となるルール」の策定を成果目標として掲げています。 また、本年4月に設置した市民協働課において、協働関係の条例や指針、協働の相手方となる町内会や市民団体等への支援のあり方や協働事業の取組み等について、県内先進自治体の視察を行うなど調査・研究を進めています。 今後、引き続き調査・研究を行うとともに、本市の協働のあるべき姿や協働を進めるうえでのルール策定などを市民の皆さんとともに検討することとしていますので、現行のとおりとさせていただきます。 なお、平成29年4月1日現在、まちづくり基本条例及び類似条例を制定している自治体の割合は、全国で約20%、宮城県では約10%となっています。
12	基本方針	11	持続可能な財政 運営	(事業の見直しと選択について) 多様化する住民ニーズに的確に対応するために、住民生活に身近な行政サービス(事業)については、住民自身による住民のための見直しや選択ができる場を設ける必要がある。 ただし、この見直しや選択を実行するためには、情報の共有が不可欠だ。つまり、行政サービスがどれくらいあって、内容や目的、コストがどれくらいかかるか。住民が事前に知り、「分かる」ことが重要だ。 このため、市当局と住民との対話が欠かせない。対話の数が多ければ多いほど、住民の「分かる」度合いも高くなり、住民視点に立った見直しや選択の判断能力も高くなる。従って、見直しと選択は、官と民が協働して行うことに大きな意義がある。 そこで、「住民による事業の見直し選択会議(仮称)」を改革実施プラン(案)に追加することを指摘したい。 名実ともに「住みたくなるまち日本一」という目標を実現するための有効な手段の一つである。	全国的な事例として、住民が参画して行う事業評価、事業仕分けなどは認識しております。その中で、継続性や参画者の固定化などの課題があるとともに、ご意見の中にある行政サービスの内容・目的・コストの洗い出しや体制構築に相当な時間が必要となると想定されますので、ご意見を参考とし、実施の検討については、慎重に判断してまいります。

番号	大項目	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
13	基本方針	10	①職員の資質向上	<p>以下のように修正すべきではないか。</p> <p>「①職員のコンプライアンスとIT・AI取組と資質向上 職場環境やPDCAサイクルによる業務プロセスの改善等を行うことにより、職員のコンプライアンスと資質向上に努めます。 又、財政支出が増大し、複雑化してきているIT関係、AI関係は、最近ITベンダーとの訴訟が増えており、IT・AIに係る職員を増やします。」</p>	<p>本項目については、研修の充実やコンプライアンス（法令遵守）を図ってまいりたいと考えております。IT・AIなどの専門性も課題と捉え、スペシャリストの育成に努めてまいります。記載については、現状のままとさせていただきます。</p>
14	基本方針	-	その他	<p>触れられていない項目で検討を要するのではないか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議会に対する改革・・・懇談会としての提言がまったくないのはどうしてなのでしょう。 2. 政治倫理条例（市長・副市長・教育長含めた）の制定について。 3. 行政改革懇談会に、行革に関連する団体と思われる構成がうかがわれる。その立場で議論することはないと思いますが、そのように疑われるような構成であれば、公平性を欠くのではないか。 4. 職員の年休取得率、特別休暇などの取得率、時間外労働時間の明示が必要ではなかったか。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 懇談会では、事務局提案の行政改革基本方針・実施プランについてご意見をいただいたものですので、議会については、対象としておりません。 2. 行政改革として政治倫理条例を検討すべきか疑問ですが、今回に関しては、検討しておりません。 3. さまざまな識見を有する方のご意見を頂戴するために委員として参加していただきましたので、公平性を欠くものではないと判断しております。 4. 職員の働き方へのご意見と推察いたします。基本方針への記載はいたしません、働き方改革を進める上では、ご指摘の部分は当然考慮すべきものと考えています。
15	実施プラン	3	OJTの充実	<p>『職員の接遇』については民間企業や外部講師による研修が最も効果があると考えます。一部職員の所謂“たらい回し”対応により市民感情を害するという場面はありがちかと思えます。「私の出来る事ではないので担当部署へご自分で行って下さい」という口頭説明のみの画一的な対応ではなく相手の立場になって共に問題解決をする姿勢を持って頂きたいと考えております。また顧客＝市民を迎える庁舎内の職員のデスクや書庫類の上等に書類や備品が山積みされている風景は褒められたものではありません。つまりは接遇の満足度＝CSという民間の感覚をどう教育されるかがポイントではないでしょうか。</p> <p>また目標の数値設定ですが、研修科目数15回・受講延人数450人となっております。何に対しての数値かわかりません。年間の開催科目数なのか・受講対象者や受講対象部課に対する科目数なのか、そして受講人数を延べ人数とすることは理解の範囲外です。数字合わせにされる利用されてしまう目標となってしまいます。入庁年数・業務経験・所属部署・人事評価等を基に対象人数とレベル分けを明確にし、それに対する科目数と受講回数を明記すべきです。</p>	<p>接遇につきましては、ご意見のとおり民間の外部講師を招き、新規採用職員等を中心に毎年研修を実施しているところです。</p> <p>研修は継続的に実施することにより効果があらわれると同時に職員意識の高揚・改善が図られなければ進展はみられません。ご意見のとおり、接遇の満足度＝CSに結びつくよう教育を進めてまいります。</p> <p>目標の数値設定につきましては、年次計画に記載の研修内容に対しての数値を記載しております。研修内容の詳細は、その年毎の政策課題や職員の資質向上に資する研修といたしておりますので、個別具体的内容とはしておりませんのでご理解ください。</p>
16	実施プラン	3	OFF-JT（派遣研修）の充実	<p>前述の内容と重なる部分がありますが、外部研修による民間感覚の涵養をお願いします。</p>	<p>積極的に派遣研修を行うとともに、民間講師による研修受講を進めてまいります。</p>

番号	大項目	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
17	実施プラン	3	OFF-JT（派遣研修）の充実	<p>① I T ・ A I に関し、職員全員がレベルアップする為の外部講習会への参加と I T 等のライセンス取得とスキルアップ</p> <p>②①の外に、I T 関連の通信教育を受講させる。</p> <p>③最近注目され始めている A I に対する取組</p> <p>④ 期待される効果 近年 I T ベンダーとのトラブルが増えてきているという。その理由は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務知識/業務管理知識の不足 2. パッケージ活用の認識不足 3. 発注者・受注者のコミュニケーション能力不足 4. プロジェクト管理能力不足 5. 技術力不足 <p>が上げられており、これらへの対応を迅速に実施できる。また、職員で改修できるものについて取組を行う。こうしたことにより、財政削減が図られる。</p>	<p>ご指摘のとおり、情報化推進室職員をはじめとする職員の資質向上に努めます。</p>
18	実施プラン	4	適正な公文書管理の実施	<p>公文書管理は下段のマニュアル作成にて対応可能と思います。行政事務の適正かつ効率的な運用も目標とするのであればコンプライアンスと行政事務に関連する法令の研修を必要と感ずます。また『行政事務』とは一般企業で言うところの事務業務ではなく市役所職員の業務全般を指すことの説明がありません。専門用語の説明がなければパブコメの目的を果たせるのでしょうか。首長・議員・自治体職員は各種法令に厳しく縛られており民間と同じ方法論で業務に当たれないのは理解しておりますが、その部分ではなく市民に対する業務責任として接遇態度や市民にしっかり理解してもらおうとする姿勢が重要である事を理解して頂けないのでしょうか。</p>	<p>適正な公文書管理と事務処理マニュアルの作成推進は、期待される効果、その目的は異なりますことをご理解いただきたいと思います。専門用語と捉える範囲は判断は難しいところではありますが、住民の方々への説明責任をしっかりと果たしていくことは大変重要であるものと認識しております。</p>

番号	大項目	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
19	実施プラン	5・6	民間活力の活用体制の構築	<p>窓口民間委託検討は、</p> <p>①窓口業務のアウトソーシングは「労働者派遣法等法制度上での偽装請負が指摘され、それにより限定的な委託では費用対効果も限定される」「相談業務の多い福祉分野は、窓口業務を委託することが難しい」「小規模・地方部の自治体では、業務に精通した事業者の確保が困難である」などの課題があります。</p> <p>②自治体の置かれている状況、人口規模、地域特性などを十分考慮すべきで、活性化やまちづくりの観点から進め、住民福祉の向上や地域課題の解決を図るという視点で取り組むべきです。</p> <p>③戸籍等の取り扱う事項は、出生から死亡までの親族関係その他に関する情報であり、個人のプライバシーに関する個人情報です。市民の個人情報の保護やプライバシー権の保障を脅かすものです。</p> <p>④行政と民間事業者との間で、個人情報を保護する旨の協定が結ばれていたとしても、公務員について懲戒処分や刑事罰が設けられていることと比べれば、個人情報の漏えい等の問題が生じる危険性が非常に高いと言えます。</p> <p>⑤行政情報は住民のものであり、利用は市民と地方議会の統制のもとで行われるべきです。</p> <p>何よりも、「地方自治法第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」を基本とすべきです。</p> <p>以上のことから行政経営能力の向上とはほど遠いものであり、委託に関しては当市規模での事務委託の費用対効果も望めないし、仮に失敗した場合には、更に税金を掛けることになりかねないので中止すべきです。</p> <p>⑥学校給食センター民間委託は、どの部分を民間委託をするのか、この場合も仮に栄養士が市職員、調理師が請負側であれば、栄養士が調理師に直接指導することはできない、行ったとすれば偽装請負になってしまう。</p> <p>⑦衛生管理基準を守らせるための、委託契約が必要です。</p> <p>⑧想定されるのは、建物は富谷市、調理委託は民間となる場合も請負契約を明確化しないと偽装の問題が発生するのではないかと、これらを考慮すると民間委託は行わない方がよい。 P 7までも同様の考えです。</p> <p>⑨むしろA I ・ I T の視点からの検討が必要です。</p>	<p>先行自治体の例もありますので、現状把握・課題抽出・費用対効果などの検証を行い、総合的に判断をします。</p> <p>⑥民間委託は、調理・配送業務について検討します。検討の結果、民間委託となる場合には、県費栄養士が直接受託調理員への指導ができないので、受託業者の栄養士や調理統括者と打ち合わせをし、偽装請負とならないようにします。</p> <p>⑦衛生管理については、学校給食法で定めている「学校給食衛生管理基準」を遵守するよう仕様書に明記します。</p> <p>⑧⑥で記載しているとおり、民間委託は、調理・配送業務について検討しております。市所有の建物や施設設備を委託業者へ貸与となりますので、管理区分についても仕様書で明確化します。</p> <p>⑨A I の活用については、費用対効果を含めた上で、今後の研究課題とさせていただきます。</p>

番号	大項目	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
20	実施プラン	8	外部人材の有効活用	<p>1. 「特定又は一般任期付職員」は、専門性の業務内容を具体的に示すべきで、更に作業内容を明示しないで漠然と検討することは逆に財政負担のみを増やすことになる。前回の総括が必要です。</p> <p>2. 高度化・複雑化する住民ニーズへの的確な対応も、1との関係で明示しないとハッキリしない。</p>	<p>高度化・複雑多様化・専門化する行政課題に対し、解決するための一つのツールとして、専門性の高い外部人材活用を検討することとしております。従いまして、具体的に明記することにより、外部人材の活用範囲・選択肢を狭めることとなりますことから現在の表現にしております。具体的な活用にあたりましては、当然、その必要性を明確にし任用するものとしております。</p>
21	実施プラン	8	外部人材の有効活用	<p>任期制職員は任期後の生活不安が付きまとい応募のハードルを上げてはいないでしょうか。優秀な人材を抱える企業に対し期間限定で出向を依頼する制度があれば効率的に人材確保が出来ると思います。また人材を出した企業も『行政に対し貢献している』と広告に利用してもらえば企業価値も高まり、またその企業を通して富谷の知名度も上がるものと思います。多少意味合いは異なりますが電力・電鉄系企業では部内より議員輩出を認め、議員任期中は休職としその後の復職を認めている制度もあります。行政側が柔軟に対応する姿勢が必要です。</p>	<p>外部人材の有効活用の方法として参考にさせていただきます。</p>
22	実施プラン	9	市制懇談会の開催	<p>市政懇談会に限らず市役所・議会が開催する懇談会は開催する日時が限定的であり、参加者・発言者が一定程度見知った顔になっていませんか。少なくとも各種懇談会に複数回出席している私はそう感じます。富谷市や地域を支える世代（所謂働き盛り世代）が参加・意見しやすい日時・会場・内容の設定をしない限り本質的な目標達成は出来ないと断言します。それではなければ被選挙権を行使する方々の利益誘導にしかなりません。ここは全世代が分け隔てなく参加・意見出来る機会を設ける本気の施策を検討頂きたいと思います。また目標が『毎年実施』では中身を見ていません。開催は当たり前、そこから何を目指すのかではないでしょうか。</p>	<p>まずは、従来の「地区懇談会」のあり方について検証を行うとともに、ご意見を踏まえ、多くの市民の皆様が参加しやすい「市政懇談会」の開催方法について検討し、平成30年度から実施してまいります。</p> <p>また、実施目標（成果目標）は、市民と行政の課題の共有を図ることにありますが、数値化が困難な部分でもあるので、現行の記載内容とさせていただきます。</p>
23	実施プラン	9	わくわく市民会議の開催	<p>5万人都市の富谷で参加者20名程度、開催日時も限定的な会議を“市民の声が届く市制”の材料とすることに疑問を感じます。いちサラーマンの私もわくわく市民会議に参加を検討したことがあります。平日では難しいです。市役所側の設定による開催で市民全体の意見を受け取り協働しているかの様な説明は納得出来ません。</p>	<p>限られた開催回数と時間的な制約がある中で、参加者一人一人からご意見やアイデアを出していただくため、定員を設けていることにご理解いただきたいと思います。</p> <p>会議のテーマ設定につきましては、若年層から高齢層まで様々な年代層を考慮しながら、市民協働の視点を織り込んだ幅広い分野となるよう努めているところです。また、平日以外の開催につきましては、ご意見として参考にさせていただきます。</p>
24	実施プラン	11	審議会等における多様な視点の整理	<p>市民参画で大切ですが、審議会の内容、数などを検討することが必要です。</p> <p>報酬額についても同様に検討が必要、「その他の特別職」人数は、798人から1281人と幅があります。</p>	<p>市民参画の観点からも審議会の役割は重要と考えております。今後とも適正な運営に努めてまいります。</p> <p>また、年度により審議会などの開催数は異なりますので、「その他の特別職」の人数も幅が出てまいります。非常勤特別職報酬額は、現在検討を行っております。</p>

番号	大項目	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
25	実施プラン	11	審議会等における多様な視点の整理	「実施目標又は成果目標」は女性登用率表示だけでは馴染まないのではないかと、具体的目標も必要。	女性委員の登用割合については、本市のみならず国・県においても目標値を定めており、審議会等の多様な視点につながる一つの指標となることから、現行のとおりとさせていただきます。
26	実施プラン	11	パブリック・コメント制度の継続実施	積極的に実施が必要で、基準も厳しくすると意見が出しにくくなるのでその辺は注意が必要だと思います。	現在の本市のパブリックコメント制度を基本とし、統一的な基準を作成する予定です。
27	実施プラン	11	パブリックコメント制度の継続実施	パブコメが行われている事を知っている市民がどれだけいるかを計画内に入れなければならないと考えます。ここ数年数回パブコメを実施しているはずですが総コメント数はどの程度でしたでしょうか。本主に市民の意見を反映する機会を増やしたいのであれば募集期間を延ばす・ホームページのトップへ継続的に掲載する・SNSで繰り返し告知する等の対応が必要かと思えます。	ここ1年間では案件に対し、1～3名の方のご意見をいただいています。ご意見のとおり、パブリックコメントの実施については周知の方法に課題があると考えています。統一的な基準を作成する際には、ご意見を参考とさせていただきます。
28	実施プラン	12	協働による公共施設の維持管理の推進	1. 参画と協働の違いを明記しては如何でしょうか。 2. IT, SNSも活用し、行政と市民が繋がった取組を行う。(AIについても検討する必要があります)	1. ご意見を踏まえて、一般的な考え方としての「参画」と「協働」について、基本方針等に注釈を追加します。 2. ITやSNS等を活用した双方向による取組み事例も承知していますが、即時性を求められることもあるため、活用できる業務について今後、検討いたします。
29	実施プラン	12	協働による公共施設の維持管理の推進	公園・集会所公民館・道路脇・側溝等は市内の各町内会で自主的に清掃・管理されているものも多いはずですが。現在、市民の意識の高さと好意によって既に『期待される効果』を実践されている地区が多くあることを盛り込んだ上で更なる目標を検討しない事には市民を蔑ろにしてはいないでしょうか。現状の再確認と再認識をお願いします。	ご指摘のとおり、道路や公園などの環境美化活動については、町内会等のご協力をいただいております。実施プランの概要を修正いたします。
30	実施プラン	12	共に支える地域づくりの推進	ゆとりすとクラブ・サロンの組織化について、町内会(行政区)で実施するのか、ボランティア組織で実施するのか不透明な点があるので、組織的検討も付け加えるべきです。	ゆとりすとクラブ・サロン事業、街かどカフェ事業とも、町内会の理解と支援を得ながら地域サポーター(ボランティア)が運営を行うものとなっています。それぞれの地域において、町内会の支援内容やかかわり方にも違いがありますので、それぞれの地域の実情を踏まえた体制で実施いただくよう、説明と理解を求めてまいります。

番号	大項目	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
31	実施プラン	13	自主防災組織の育成推進	<p>1. 年に一度のMCAを使用した訓練の実施，利用拡大の積極的取組</p> <p>2. 防災用品の設置支援</p> <p>3. MCAもですが，県，国との通信回線の二重化の検討を行い，どのような災害にも対応出来る回線を検討する。</p>	<p>1. 本市の総合防災訓練では，MCA無線の外部スピーカーや町内会館に設置している無線（移動系）との情報伝達訓練，緊急速報メールを活用して実施しておりますので，今後も継続してまいります。</p> <p>2. 本市では，平成24年度から，自主防災組織や町内会での防災活動を支援するために「自主防災組織等運営事業補助」を行い，防災用資機材等の整備等に対する支援を行っております。また，自主防災組織の設備等の整備支援といたしまして，コミュニティ助成事業（自治総合センター）や自主防災組織運営体制強化事業（県事業）の取り組みを推進しております。</p> <p>3. 県・国との通信回線の二重化につきましては，市単独での整備は難しいことから，国・県の動向を注視しながら，検討してまいります。</p>
32	実施プラン	14	市ホームページ・SNSの充実	<p>1. 地域的なアクセス数を分析し，的確な情報発信をしていくことも追加が必要</p> <p>2. ふるさと納税についても提起すべきだと思います。</p> <p>3. 町内会組織化についてのバナーを設ける。</p>	<p>ふるさと納税については，すでに情報を掲載しております。また，今後もアクセス数の分析やホームページのバナー・アイコンの配置など，分かりやすく・的確な情報発信に努めてまいります。</p>
33	実施プラン	14	市ホームページ・SNSの充実	<p>訪問者数がUU・セッション数・PV数のいずれか明記されていません。またFBのいいね！の数が目標であれば，ある程度固定ファンが存在する現在でも十分可能です。（更新回数を増やすだけで固定ファンはいいね！をしますので全数は上がります。）首長自身が積極的に相互発信をしている例も全国にあります。（千葉市，美濃加茂市等）市長含む職員皆さんの理解（ネットツール自体の有用性と危険性）を深めることが先決かと考えます。</p>	<p>実施プランに記載しております訪問者数は，PV（ページビュー）数となりますので，実施プランに明記いたします。</p> <p>今後も情報発信の向上を目的とした研修会を開催するなど，職員の情報発信に対する意識や能力の向上に努めてまいります。</p>
34	実施プラン	14	市広報紙の充実	<p>『広報 Fan』の定義を明確にして頂きたいと思います。また富谷の人口の多数を占める若い世代は紙媒体を積極的には読まない時代になっている事は明白ですから紙媒体と並行してPDF等によるスマホやタブレットへの配信を検討すべきです。</p>	<p>「広報Fan」は広報とみやが好きで愛読している方としており，今後，広報とみやに関するアンケートを実施して定義付けてまいります。また，広報とみやは，市ホームページでPDFや電子ブックで読むことができるようになっております。多くの方に知っていただくようPRに努めてまいります。</p>
35	実施プラン	15	W I - F I 環境の充実強化	<p>災害時の対応も検討が必要です</p>	<p>W I - F I 環境を整備することは災害時の情報伝達において有効であると認識しており，今年度から段階的に公共施設への整備を進めていきます。</p>
36	実施プラン	16	情報公開の積極的な推進	<p>情報提供はホームページ等を利用して公開する。その際にPDF版となるとは思います。できるものはExcel版で提供する。</p>	<p>内容に応じたエクセル版での提供については，情報提供推進に関する運用方針策定時に検討させていただきます。</p>

番号	大項目	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
37	実施プラン	16	情報公開の積極的な推進	<p>情報公開として市HP・FBの記事を増やせばいいのではなく、市政を理解する為に必要な資料については事ある毎に情報公開請求しなければならない現状を改め、市HPから必要な情報を引き出せるようにする事が重要です。「請求すれば出します」ではなく「希望する人がいつでも見られる」方法が求められます。</p>	<p>情報提供推進に関する運用方針策定時に検討させていただきます。</p>
38	実施プラン	17	基幹系システムのクラウド化	<p>1. 宮城県に対し、積極的にクラウド化を提言する。全国的に見ても宮城県は情報化では後進地区といえます。県が主導してクラウド化を進め、経費削減に努めるべきです。(資料クラウド導入自治体参照) 導入団体数347団体であるが宮城県は無い。</p> <p>2. クラウド化になったからといって市役所からクラウドまでの回線が故障にならないという補償がない、日常でもですが、特に災害時に使用不能では致命的なのでクラウドまでの回線の二重化、三重化を考えるべきです。光回線の市役所局舎入り口の二重化、事業者局舎への光回線の二重化、電源装置の二重化、クロックの二重化、装置の二重化等を中心に通信業者に対し要求し、万全に万全を気した回線構成にすべきです。</p> <p>3. 基幹系システム以外の対応はどのように行っていくのか明確にすべきです。</p> <p>4. ベンダーを変更する事が可能になっているのか</p> <p>5. ベンダーが倒産した場合の対応はどのようにしているのか。</p> <p>6. 期待される効果に「セキュリティ、災害対応の向上」どのような意味か不明。</p> <p>7. 上下水道関係では、GISの導入がされており、これをもとに統合型GISを全業務に拡大して業務の能率化を図るべきです。</p>	<p>1. 宮城県では各自治体に提言しております。各自治体の判断によるものですが、本市のクラウド導入が円滑に運用された後は、メリットを各自治体に提言できればと考えております。</p> <p>2. 二重化することとしております。</p> <p>3. 当該実施プランは「基幹系システムのクラウド化」に特化したものとしておりますのでご理解ください。</p> <p>4. 現在、仕様書の最終協議中ですのでご了承ください。</p> <p>5. 業務支障の無いように対応してまいります。</p> <p>6. 安全性の確保・大規模災害への対応であります。</p> <p>7. 全庁的な統合型GISの拡充を図ってまいります。</p>
39	実施プラン	17	公共施設総合管理計画の推進	<p>「地方自治法第1条並びに第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」という点を踏まえ、市民の財産である事を明確にするべきです。</p>	<p>市民の財産である事は当然のことと認識しておりますので、実施プランへの表記は不要と考えております。</p>

番号	大項目	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
40	実施プラン	17	公共施設総合管理計画の推進	<p>『施設にかかる維持管理費用と需要に関する費用対効果の分析を行い・・・』とあります。本項目は現在ある施設についての計画ですが、この文言を見る限り市長方針である今後の大型ハコモノ行政に自らメスを入れる必要性を問うてはいませんか。地下鉄・図書館・文化ホール等は建設設置だけで数100億円以上必要とするものであり年間予算130億円程度の富谷市が全て建設運営出来るものではない事は明白です。(当時富谷町も加盟・協議した緑の未来産業都市くろかわ建設推進協議会2002年の試算で地下鉄500億円以上・LRT400億円以上)建設・維持・運営出来ないものの実現の為の財政改革では本末転倒です。</p>	<p>公共施設総合管理計画については、新たな施設建設の方針を定めたものではなく、現状の施設の維持管理方針を定めたものです。その中で、維持修繕にかかる費用の適正化を判断するものとして、施設の利用者数や施設利用料等の歳入状況等を把握し、効率的な財源の活用を検討していくものです。</p> <p>なお、ご意見にある新たな施設の建設については、財政状況を踏まえながら、慎重に検討すべきものと考えております。</p>
41	実施プラン	18	業務見直しによる歳出抑制	<p>1. 庁舎内無線LANの整備による会議の持ち方の改革、会議には必ずPCを持参しての会議とし、会議時間の短縮等を含めた経費削減を図る。</p> <p>2. 公契約制度の導入と電子入札制度の導入を図る。</p> <p>3. 電子決裁を含めた事務関係の電子化の導入(公会計に切替時に同時に実施、事務全般を見直すようなので、これと同時に実施すべき。)クラウド化が可能なものであり、導入により経費削減が可能である。</p> <p>4. 特別職・議員報酬のみが報酬アップを実施したが、職員の給料アップが実施されていない、県内他市町村、類似団体と比較しても判るとおり、給与のアップが緊急に必要である。</p> <p>(続く)</p>	<p>1. 会議時間短縮につきましては、事務の効率性・生産性向上の観点からも必要であるものと認識しております。なお、PC持参については、会議内容にもよるものであることから、必要に応じた対応を図ってまいります。</p> <p>2. 公契約制度及び電子入札制度の導入については、今後、歳出抑制の効果を研究してまいります。</p> <p>3. 公会計のシステムについては既に構築済みです。また、電子決裁につきましては、導入に要するシステム構築費用や決裁時に説明ができない等の課題もあり、費用対効果の観点からも課題があるところですので。また、これらにつきましては、クラウドのパッケージ外であることから、経費削減にはつながらないものと捉えております。</p> <p>4. 人事院勧告、国の給与に準じ、適切に運用してまいります。</p>

番号	大項目	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
41		18		<p>5. 電気・水道・紙等の削減, 特に電気についてはP P S対応する。</p> <p>6. その他の特別職人数・報酬額についての検討・行政区長の検討, 町内会長と行政区長のあり方検討, 行政区長報酬の適正化を図る。(戸数割の廃止など)・・・町内会員が多い町内会では, 文書配布を行政区長ではなく班長が実施している。各町内会には, 地域振興補助金が出ているので, こちらに上乘せするか, 他の対応を考えるべきです。</p> <p>7. 過去に行政区長が, 立場を利用して地方選挙で特定候補者の応援したり, 各団体の機関誌(紙)等を利用したケースがあり, 報酬にたいして厳しい措置を設けるべきです。</p> <p>8. N P Oや市民団体と共同によるまちづくりによる財政削減</p>	<p>5. 電気については, 一部施設において既にP P Sへの移行を行っております。また, 紙についても, 競争入札に付したことで購入単価の抑制ができ, 裏面の再利用により新たな紙の購入抑制に努めております。今後も, 水道使用量の抑制を含め, 効果のある対応を研究してまいります。</p> <p>6. 現在, 非常勤特別職全体の報酬額について協議検討を行っております。</p> <p>7. 行政区長の選挙運動の関係につきましては, 公職選挙法に基づく「公務員等の地位利用による選挙運動禁止」に関わることから, 会議等において説明を行っております。なお, 報酬につきましては, 直接的な結びつきはありませんのでご理解ください。</p> <p>8. 協働によるまちづくりは, 財政削減を一義的な目的としたものではありませんが, 個別具体的なご意見として参考にさせていただきます。</p>
42	実施プラン	19	② 補助金の適正化	<p>1. 過去に補助金団体が, 地方議会選挙で団体の機関誌(紙)を利用した経緯があり, 補助金の不正受領となるので, 補助金交付規則に罰則事項を明記すべき。</p> <p>2. 一度, 補助金を出しても厳しく精査する必要があります。その為にも議会でのチェック機能が必要です。</p> <p>3. 新たなニーズに対応できる団体に対しての迅速な補助金対応を行う。</p> <p>4. 黒川行政組合の行政改革の実施を早急に図る。</p>	<p>ご意見を参考に, 財政関与の必要性や妥当性, 社会経済状況の変化等を踏まえ検証します。</p>
43	実施プラン	20	ネーミングライツの実施	<p>民間企業が広告となると判断出来る施設の名前を決定出来る権利ですから, 市側の候補となる施設は絞られてきます。この目標は具体的な候補施設名を表記出来るかと思います。</p>	<p>現在, 実施に向け詳細を検討中ですので, 具体的な施設についても, その中で検討してまいります。</p>
44	実施プラン	21	ふるさと納税	<p>1. ポータルサイトの活用を平成30年度から実施すべきです。</p> <p>2. 寄附金の納入方法の多様化に対応する。(カード支払い等)</p>	<p>平成29年9月4日よりポータルサイトの活用を実施しており, 寄付金の納入方法についても従来の方法に加え, クレジットカード支払いにも対応しております。</p> <p>当該サイトには市ホームページ内のふるさと納税ページからも遷移することが可能となっておりますが, 今後はトップページにバナーを設置する等, 利用者にとって分かりやすく, 利便性の高い構成となるよう, 検討して参ります。</p>

番号	大項目	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
45	実施プラン	23	不用物品売り払いの推進	行政改革が必要な程、財政がひっ迫しているのであれば市長及び議長の公用車として新車購入した黒塗の高級セダン2台は不必要です。不用品売り払いの前に価値がある内に現金化すべきではないでしょうか。	本項目においては、公用車や備品等の更新に伴うものを対象としております。ご意見にある公用車は、公務上必要であり、不用物品と考えておりません。
46	実施プラン	23	効果的な基金運用	<p>1. 平成30年度500千円以降も運用益が増えるようになっているが、具体的に明示すべきで、単年度で500千円の運用益を出すためのプロセスが必要です。 例えば、普通預金の場合、定期預金の場合、国債等の場合の運用益です。</p> <p>2. 現在の基金でも、果実運用ができると思いますが、それらを明示すべきです。</p> <p>3. 運用基金は、財政調整基金、減債基金、庁舎整備基金、ふるさと富谷創造基金、ユーマイタウン施設整備基金、長寿社会福祉基金、とみやスイーツ基金、伊藤・イヨ奨学基金、土地開発基金、国民健康保険事業財政調整基金、国民健康保険高額療養費貸付基金、介護給付費準備基金があり、どの部分の運用するのか、どこに運用するのか不明で明確にするべきです。果実運用についても判るように明示が必要です。</p>	<p>1. 現在、基金については、定期預金をメインに運用しており、その他普通預金と一部債券でも運用しております。実施概要でも述べているとおり、今後債券での運用比率を増やし、基金全体としての財産収入を対前年度比で実施目標額へと増加を目指すものです。</p> <p>2. 現在も果実運用を行っておりますが、定期預金での運用がメインとなっております。</p> <p>3. ここでの基金については、一般会計に属する財政調整基金・減債基金・特定目的基金を想定しており、特別会計で管理している基金は含めておりません。運用部分、運用方法等については「公金管理に関する検討委員会」において検討することとしております。</p>
47	実施プラン	24	私債権管理の調査研究	<p>1. 富谷市一自治体で実施するのではなく、宮城県内全自治体で研究すべきです。(宮城県地方税滞納機構のような)</p> <p>2. 仙台弁護士会との連携した取組研究を行うべきです。</p>	ご意見は参考とさせていただきますが、まずは、内部で研究を進めていくことから行ってまいります。
48	実施プラン	25	企業誘致の推進	大企業の工場誘致はその場限りの効果となる可能性もあることを十分に理解すべきです。短期間のうちに撤退となった場合、税収だけではなく解雇される市民もあり、市政に大きく影響を及ぼします。仙台市等近隣自治体の工業団地であった先例を学ぶべきです。確かに誘致も必要ですが地元もしくは近隣市町村住民が起業し富谷に定着すること、もしくは副業を持つ市民が増えることが市民と市の収入を増やしWIN-WINの関係になると考えます。大企業誘致と共に起業支援も大きな柱に加えてはいかがでしょうか。	起業支援については、市内金融機関と連携し、中小企業振興資金等の金融支援のほか、くろかわ商工会や大学などの研究機関と連携して、情報提供などの支援を行っています。また、支援の更なる充実・強化を図るため、起業・創業にチャレンジする際のサポート体制を備えた起業・創業支援拠点施設の整備を進めており、今後も市総合計画の重点プロジェクトとして取り組んで参ります。